

令和8年度(2026年度)から適用される個人住民税の主な税制改正

○給与所得控除の見直し

給与収入が190万円以下の場合、下表のとおり給与所得控除が引き上げられます。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下		55万円
162万5,000円超 180万円以下	65万円	収入金額×40%-10万円
180万円超 190万円以下		収入金額×30%-8万円
190万円超	変更なし	

○特定親族特別控除の創設

特定親族特別控除が創設され、前年の12月31日時点で19歳から22歳までの生計を一にする親族について、前年の合計所得金額に応じて所得控除が受けられます。

控除額は、下表のとおりです。

合計所得金額 (収入が給与のみの場合の収入金額)	特定親族特別控除額 (住民税の控除額)
58万円超 95万円以下 (123万円超 160万円以下)	45万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

○扶養親族等の所得要件の改正

給与所得控除の見直しに伴い、扶養親族等の所得要件も下表のとおり改正されます。

	所得要件	
	改正後	改正前
扶養親族（合計所得金額） 同一生計配偶者（合計所得金額） ひとり親の生計を一にする子 (総所得金額等)	58万円以下	48万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者 (合計所得金額)	58万円超 133万円以下	48万円超 133万円以下
勤労学生（合計所得金額）	85万円以下	75万円以下

<参考>主な所得基準

所得金額	給与収入のみ	内容
41.5万円以下	106.5万円以下	森林環境税（1,000円/年）非課税
42万円以下	107万円以下	住民税非課税
58万円以下	123万円以下	税法上の扶養に入る要件

○子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充の延長

次の1から3までのいずれかに該当する者が、認定住宅等の新築等をして、令和6年内に居住の用に供した場合の借入限度額を上乗せすることとされた措置について、令和7年内に居住の用に供した場合にも延長されました。

- 1 年齢が40歳未満であって、配偶者を有する者
- 2 年齢が40歳以上であって、年齢が40歳未満の配偶者を有する者
- 3 年齢が19歳未満の扶養親族を有する者

※住宅ローン控除の適用条件や借入限度額等についての詳細は、国土交通省ホームページをご覧ください。

※確定申告など、住宅ローン控除の適用に関する手続き等の詳細は、管轄の税務署へお問合せください。（東海市にお住まいの方は、半田税務署（0569-21-3141）が管轄です）